

横浜市における区分3の研修修了要件の取扱について
(幼稚園・認定こども園)

1 研修の実施主体

研修の実施主体は次のとおりとする。

- (1) 都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）
- (2) 幼稚園においては、幼稚園関係団体又は認定こども園関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者。認定こども園においては、認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者。
- (3) 大学等（大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。）
- (4) その他都道府県が適当と認めた者
- (5) 園内における研修を企画・実施する幼稚園又は認定こども園

2 区分3の研修修了要件に該当する研修

幼稚園教育要領等を踏まえて保育・教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修が対象となる。

- (例) 本市主催研修・幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習・幼稚園協会の研修・園内研修・保育士等キャリアアップ研修（一定の条件を満たすものに限る。）

また、平成30年度以前に受講した研修についても、次の①②の両方を満たす場合は、要件を満たすものとする。

- ① 上記に定める研修と内容が同等であると認められること
- ② 研修の受講修了が適切に確認できること

(例) 研修受講修了証・研修スタンプ・ハンドブック・幼稚園ナビの研修受講履歴・免許状更新講習の更新講習修了確認証明書や有効期間更新証明書

3 修了すべき研修分野等

役職、職務等に応じて修了すべき研修分野等は次のとおりとする。

- (1) 中核リーダー… 令和5年度は15時間以上、令和6年度は30時間以上、令和7年度は45時間以上、令和8年度以降は60時間以上（マネジメント研修を含む）
- (2) 専門リーダー… 令和5年度は15時間以上、令和6年度は30時間以上、令和7年度は45時間以上、令和8年度以降は60時間以上
- (3) 若手リーダー… 令和6年度以降は15時間以上

【完全実施後】

※後述「4 保育士等キャリアアップ研修の取り扱い」及び「5 園内研修の取り扱い」も併せて参照すること

研修分野		対象者（職位）		
		中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
幼稚園教育要領等を踏まえて		60時間以上	60時間以上	15時間以上※1
保育・教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	うちマネジメント分野にかかる研修	15時間以上必須（保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修については4参照）	算入可。保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修については4参照	算入可。保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修については4参照
	うち園内研修	15時間以内 算入可（5参照）	15時間以内 算入可（5参照）	4時間以内 算入可（5参照）

※1 担当する職務分野に対応する研修を含む（幼稚園のみ）

【その他注意事項】

※ 加算対象職員は区分3による賃金改善を受ける月の前月までに上記研修を修了する必要がある。

※ 免許状更新講習は30時間以上（必修領域講習6時間、選択必修領域講習6時間、選択領域講習18時間以上）となっているため、修了証明書などに時間数の記載がない場合でも、30時間の研修修了とみなすことができる。

4 保育士等キャリアアップ研修の取り扱い

「3 修了すべき研修分野等」に含めることができる保育士等キャリアアップ研修は平成29年度以降に修了したものとするほか、下記のとおりとする。

研修分野			対象者（職位）		
			中核リーダー	専門リーダー	若手リーダー
キャリアアップ研修（H29年度）	専門分野別研修	①乳児保育	△（※1）	△（※1）	△（※1）
		②幼児教育	○	○	○
		③障害児保育	○	○	○
		④食育・アレルギー対応	○	○	○
		⑤保健衛生・安全対策	○	○	○
		⑥保護者支援・子育て支援	○	○	○
	マネジメント		○	△（※2）	△（※3）
	保育実践		△（※4）	△（※4）	△（※4）

※1 乳児保育分野は認定こども園のみ対象となる。幼稚園は対象外。

※2 専門リーダーについては、令和4年3月31日までに修了した保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修は対象となる。

※3 若手リーダーについては、令和2年3月31日までに修了した保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修は対象となる。

※4 令和2年3月31日までに修了した保育実践研修は対象となる。

5 園内研修の取り扱い

「3 修了すべき研修分野等」に含めることができる幼稚園・認定こども園の園内研修については、以下の(1)から(3)の要件を満たしていることを園内研修実施状況報告書にて報告が必要となる。

- (1) 大学等に所属するもの又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有する者を講師として行うこと。
- (2) 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- (3) 研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

【その他注意事項】

- ・ 加算対象職員は区分3申請月の前月までに対象研修を修了している必要があります（令和7年度は経過措置あり）。賃金改善の対象職員は賃金改善を受ける月の前月までに対象研修を修了しているかまたは加算年度内に研修を修了する必要があります。